

日本大腸肛門病学会

医学系研究の利益相反に関する指針

序文

日本大腸肛門病学会は会員である医師などの大腸肛門病学における研究，教育及び診療の向上を図るとともに，これを介して国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

日本大腸肛門病学会の学術集会・刊行物などで発表される研究においては，患者を対象とした治療法の標準化のための医学系研究や，新規の医薬品・医療機器・技術を用いた医学系研究も多く，産学連携による研究・開発が行われる場合が少なくない。それらの成果は臨床の現場に還元されることから，産学連携による医学系研究の必要性和重要性は日ごとに高まるばかりである。

産学連携による医学系研究には，学術的・倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）だけではなく，産学連携に伴い取得する金銭・地位・利権など（私的利益）が発生する場合がある。これら 2 つの利益が研究者個人の中に生じる状態を利益相反（conflict of interest : COI）と呼ぶ。今日における人の複雑な社会的活動から，利益相反状態が生じることは避けられないものであり，特定の活動に関しては法的規制がかけられている。

しかし，法的規制の枠外にある行為にも，利益相反状態が発生する可能性がある。そして，利益相反状態が深刻な場合は，研究の方法，データの解析，結果の解釈が歪められるおそれが生じる。また，適切な研究成果であるにもかかわらず，公正な評価がなされないことも起こるであろう。

欧米では，多くの学会が産学連携による医学系研究の適正な推進や，学会発表での公明性を確保するために，医学系研究にかかる利益相反指針を策定している。大腸肛門病の予防・診断・治療に関する研究・開発活動は近年，積極的に展開されており，本邦における利益相反指針の策定は必要不可欠である。日本大腸肛門病学会の事業実施においても会員に対して利益相反に関する指針を明確に示し，産学連携による重要な研究・開発の公正さを確保した上で，医学系研究を積極的に推進することが重要である。

I．指針策定の目的

すでに，「ヘルシンキ宣言」や，本邦で定められた「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針の一部改正する件」（令和5 年 文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）において述べられているが，医学系研究は他の学術分野の研究と大きく異なり，研究対象が人間であることから，研究対象者の人権・生命を守り，安全に実施することに格別な配慮が求められる。

日本大腸肛門病学会では，その活動において社会的責任と高度な倫理性が要求されていることに鑑み，「医学系研究の利益相反に関する指針」（以下「本指針」という。）を策定する。その目的は，日本大腸肛門病学会が会員の利益相反状態を適切にマネジメントすることにより，研究結果の発表やそれらの普及，啓発を，中立性と公明性を維持した状態で適正に推進させ，大腸肛門病の予防・診断・治療の進歩に貢献することにより社会的責務を果たすことにある。

本指針の核心は，日本大腸肛門病学会会員に対して利益相反についての基本的な考えを示し，日本大腸肛門病学会が行う事業に参加し発表する場合，利益相反状態を適切に自己申告によって開示させることにある。日本大腸肛門病学会会員及び日本大腸肛門病学会組織自体が，以下に定める本指針を遵守することを求める。

II．対象者

利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者に対し，本指針が適用される。

- ① 日本大腸肛門病学会会員
- ② 日本大腸肛門病学会で発表する者
- ③ 日本大腸肛門病学会の理事会，委員会，作業部会に出席する者
- ④ 日本大腸肛門病学会（組織自体）

III．対象となる活動

日本大腸肛門病学会が関わるすべての事業における活動に対して，本指針を適用する。特に，日本大腸肛門病学会の学術集会，シンポジウム及び講演会での発表，並びに日本大腸肛門病学会の機関誌，図書などでの発表を行う研究者には，大腸肛門病の予防・診断・治療に関する医学系研究のすべてに，本指針が遵守されていることが求められる。

日本大腸肛門病学会会員に対して教育的講演を行う場合や，市民に対して公開講座などを行う場合は，社会的影響力が強いことから，その演者には特段の本指針遵守が求められる。

IV. 開示・公開すべき事項

対象者は、自身における以下の①～⑨の事項で、別に定める基準を超える場合には、利益相反の状況を自己申告によって、正確な状況を日本大腸肛門病学会に対して開示する義務を負うものとする。また、対象者は、その配偶者、一親等以内の親族、または収入・財産を共有するものにおける以下の①～③の事項で、別に定める基準を超える場合には、その正確な状況を日本大腸肛門病学会に申告する義務を負うものとする。なお、自己申告及び申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象活動に応じて別に補則に定める。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職
- ② 株の保有
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆（座談会記事を含む）に対して支払った原稿料
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金
- ⑧ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座
- ⑨ その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅費、贈答品など）

V. 利益相反状態の回避

1) すべての対象者が回避すべきこと

医学系研究の結果の公表は、純粋に科学的な判断、あるいは公共の利益に基づいて行われるべきである。日本大腸肛門病学会会員は、医学系研究の結果を会議・論文などで発表する、あるいは発表しないという決定や、医学系研究の結果とその解釈といった本質的な発表内容について、その医学系研究の資金提供者・企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約書を締結してはならない。

2) 医学系研究の試験責任者が回避すべきこと

医学系研究（臨床試験、治験を含む）の計画・実施に決定権を持つ試験責任者（多施設医学系研究における各施設の責任医師は該当しない）は、次の利益相反状態にないものが選出されるべきであり、また選出後もこれからの利益相反状態となることを回避すべきである。

- ① 医学系研究を依頼する企業の株の保有
- ② 医学系研究の結果から得られる製品・技術の特許料・特許権の獲得
- ③ 医学系研究を依頼する企業や営利を目的とした団体の役員、理事、顧問（無償の科学的な顧問は除く）

ただし、①～③に該当する研究者であっても、当該医学系研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該医学系研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には、当該医学系研究の試験責任医師に就任することは可能とする。

VI. 実施方法

1) 会員の役割

会員は医学系研究成果を学術集会及び機関誌などで発表する場合、当該研究実施に関わる利益相反状態を適切に開示する義務を負うものとする。開示については補則に従い所定の書式にて行う。本指針に反する事態が生じた場合には、利益相反委員会にて調査し、理事会に上申する。

2) 役員等の役割

日本大腸肛門病学会の役員並びに利益相反委員会、邦文誌編集委員会、英文誌編集委員会、健康保険検討委員会、学術賞・奨励賞選考委員会、優秀賞選考委員会、ガイドライン委員会、作業部会、倫理審査委員会及び倫理問題検討委員会の委員（以下「役員など」という。）は日本大腸肛門病学会に関わるすべての事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状況については、就任した時点で所定の書式に従い自己申告義務を負うものとする。

3) 改善措置・差止めなど

理事会は、役員等が日本大腸肛門病学会のすべての事業を遂行する上で、深刻な利益相反状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切と認めた場合、利益相反委員会に諮問し、答申に基づいて改善措置・差止めなどを指示することができる。

4) 不服の申立

前項により改善措置や差止めの指示を受けた者は、日本大腸肛門病学会に対し、不服申立をすることができる。日本大腸肛門病学会はこれを受理した場合、速やかに利益相反委員会において再調査し、理事会の審議を経て、その結果を不服申立者に通知する。

VII. 指針違反者への措置と説明責任

1) 指針違反者への措置

日本大腸肛門病学会理事会は、別に定める規則により本指針に違反する行為に関して審議する権限を有し、審議の結果、重大な遵守不履行に該当すると判断した場合には、その遵守不履行の程度に応じて一定期間、次の措置をとることができる。

- ① 日本大腸肛門病学会が主催するすべての集会での発表禁止
- ② 日本大腸肛門病学会の機関誌への論文掲載の禁止
- ③ 日本大腸肛門病学会の学術集会の会長就任の禁止
- ④ 日本大腸肛門病学会の理事会、委員会、作業部会への参加の禁止
- ⑤ 日本大腸肛門病学会の評議員の除名、あるいは評議員になることの禁止
- ⑥ 日本大腸肛門病学会会員の除名、あるいは会員になることの禁止

2) 不服の申立

被措置者は、日本大腸肛門病学会に対し、不服申立をすることができる。日本大腸肛門病学会がこれを受理したときは、利益相反委員会において誠実に再調査を行い、理事会の審議を経て、その結果を被措置者に通知する。

3) 説明責任

日本大腸肛門病学会は、自ら関与する場にて発表された医学系研究に、本指針の遵守に重大な違反があると判断した場合、利益相反委員会及び理事会の審議を経て、違反の事実を公表するなどして社会への説明責任を果たす。

VIII. 補則の制定

日本大腸肛門病学会は、本指針を実際に運用するために必要な補則を制定することができる。

IX. 改正方法

本指針は、社会的影響や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部変更が必要となることが予想される。日本大腸肛門病学会は、理事会の決議を経て、本指針を改正することができる。

X. 日本外科学会の指針の一部改訂

本指針は、日本外科学会の承認のもと、同学会が策定した「外科臨床研究の利益相反に関する指針」を参考に、本会に即して一部を改訂して作成した。

附則

- 1 本指針は平成 24 年 1 月 1 日より施行する。ただし、2 年間は試行期間としてⅦ章の措置は実施せず、平成 26 年 1 月 1 日から完全実施する。
- 2 平成 24 年 11 月 15 日改定
- 3 平成 27 年 6 月 27 日改定（平成 28 年 1 月 1 日施行）
- 4 平成 29 年 9 月 30 日改定（平成 30 年 1 月 1 日施行）
- 5 令和 5 年 6 月 24 日改定（令和 6 年 1 月 1 日施行）

日本大腸肛門病学会医学系研究の利益相反に関する指針 Q & A

I. 指針策定の目的に関する Q & A

- Q 1. 利益相反の管理は本来、研究者が所属する施設で行うものと理解していましたが、日本大腸肛門病学会が管理する利益相反とはどのようなことを意味するのですか？（本指針Ⅰ～Ⅲに関連）
- A 1. 会員の多くは所属施設で医学系研究を実施し、得られた成果を学術集会で発表します。研究の実施と発表という2つのステップのそれぞれにおいて、所属施設だけでなく、日本大腸肛門病学会にも利益相反を開示することが求められると考えて下さい。
- 所属施設に対しては、当該医学系研究に携わる研究者全員が実施計画書と同時に利益相反自己申告書を施設長へ提出し、当該施設において利益相反マネジメントを受けることが勧められております（文部科学省・医学系研究の倫理と利益相反に関する検討班「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」）。
- 一方、日本大腸肛門病学会が策定した「医学系研究の利益相反に関する指針」（以下、本指針）は、日本大腸肛門病学会として行うすべての事業に関して、これを行う日本大腸肛門病学会関係者の利益相反状態を自己申告によって開示させ、これにより日本大腸肛門病学会関係者の社会的・倫理的立場を守ることを目的としております。
- すなわち、日本大腸肛門病学会では、医学系研究に関する発表演題、論文については、発表者は、その題目に関連した利益相反状態を、自己申告により開示することが求められます。また、役員、会長、副会長や指針で定められた委員会（利益相反委員会、邦文誌編集委員会、英文誌編集委員会、健康保険検討委員会、学術賞・奨励賞選考委員会、優秀賞選考委員会、ガイドライン委員会、作業部会、倫理審査委員会及び倫理問題検討委員会）の委員は利益相反状態の日本大腸肛門病学会に対する開示を義務づけられます。

- Q 2. 本指針と補則を守れば、法的責任は回避できますか？
- A 2. 本指針や、その補則は、あくまでも日本大腸肛門病学会の自浄を目的として制定するものであり、この指針などに従ったからと言って、法的責任を問われないものではありません。また、申告内容の真偽、申告外の利益取得、申告書の保管期限経過後に発生した問題などにおいても、法的責任を問われる可能性はあります。一般に言えることですが、学会の指針や規則・補則には、その上位にある「法令」の適用を回避させる効力のないことをご承知下さい。

II. 対象者に関する Q & A

- Q 3. 配偶者や一親等以内の親族、収入・財産を共有する者の利益相反状態まで報告するように定めていますが、これらの人が開示を拒んだら、どうしたらいいのですか？（本指針Ⅱ、Ⅳに関連）
- A 3. 配偶者などの利益相反状態が、申告者の利益相反状態に強く影響することは一般に理解されているところです。ベンチャー企業の立ち上げや運営において親族が関わる場合も実際にあります。発表者や論文の著者には、配偶者などの利益相反状態の開示を求めません。しかし、日本大腸肛門病学会役員などには、これらを含めた開示が求められます。配偶者の利益相反状態を申告していなかったことで、申告者が社会的に制裁を受けることを避けることが目的です。申告者が自身を守るために必要なことと考え、配偶者などを説得して下さい。日本大腸肛門病学会は配偶者などに対して、直接には何もいう立場にありません。しかし、配偶者などの利益相反状態が深刻な結果、社会的・法的問題が生じたときに、これらを自己申告されていなかった当該申告者を、日本大腸肛門病学会としては、残念ながら社会の批判から守ることができません。また、日本大腸肛門病学会は当該申告者を指針違反者として扱い、本指針で定められた措置をとらざるを得ません。
- Q 4. 会員以外の者が日本大腸肛門病学会で発表する場合も、利益相反状態を開示しなければならないのですか？
- A 4. 日本大腸肛門病学会の学術集会や機関誌で発表する場合は、研究の成果を日本大腸肛門病学会で発表することになるので、会員以外であっても利益相反状態を開示していただく必要があります。学術集会の会長または編集委員長から依頼して開示をしていただきます。

III. 対象となる活動に関する Q & A

- Q 5. 学術集会発表、論文投稿、市民公開講座以外に対象となる日本大腸肛門病学会の事業とはなんですか？
- A 5. 日本大腸肛門病学会が関わるすべての事業における活動に対して本指針が適用されます（本指針Ⅲ）。利益相反状態の開示が必要とならない場合でも、対象者は利益相反状態の回避をしなければなりません（本指針Ⅴ）。
- 日本医師会や厚生労働省などへ建議を行うこと、これらからの諮問に答えること、優秀な業績の表彰を行うこと、及び診療ガイドラインの作成なども学会の事業に含まれます。これらは学会名で行うことですが、建議書や答申書を作成する、表彰業績の選択をする、あるいは、診療ガイドラインの作成を行うのは、理事や委員個人ですので、これらの者が本指針Ⅵ 2) に該当する場合は、利益相反状態の開示が必要となります。

IV. 開示・公開すべき事項に関するQ&A

Q 6. 開示と公開はどう違いますか？

A 6. 本指針において、開示は日本大腸肛門病学会に対して行うものと考えています。公開は日本大腸肛門病学会に関係しない外部の人々や、社会一般の人々に対して明らかにするものと考えています。自己申告された内容のどの範囲を開示として扱い、どこまで公開するかは、対象者及び対象事業によって異なります。

日本大腸肛門病学会での発表や、日本大腸肛門病学会機関誌への投稿においては、その自己申告範囲は、当該発表及び論文に関連した企業・団体と発表者・投稿者との間の関係に限られます。また、申告行為自体は開示という解釈です。日本大腸肛門病学会役員等についてはより詳細な利益相反状態の自己申告が要求されます。また、日本大腸肛門病学会役員などについては、一親等内の親族及び収入・財産を共有する者についても利益相反状態を申告することになっております。この自己申告は日本大腸肛門病学会に対して開示されるものでありますが、基本的に社会的・法的な要請があった場合には、公開されることを宣誓した上で提出していただきます。自己申告された内容を、実際にすべて公開することは、個人情報保護法の観点から許されるべきこととは考えておりません。

社会的・法的に公開が求められた場合には、利益相反委員会で議論し、理事会が公開すべき範囲を決定して、これを公開することになります。

Q 7. 私は本職として企業に勤務し、役員をしておりますが、申告が必要でしょうか？（本指針IV-①に関連）

A 7. 抗癌剤や医療器具を開発・販売している企業に勤められており、その中で役員・顧問職としての収入がある場合は、その報酬額を申告いただくことになります。製薬会社でも、日本大腸肛門病学会に関連するがん治療薬や抗生物質などの診療に関わる薬剤を開発・販売されていない会社であれば、たとえ役員・顧問職としての収入があったとしても、申告は要りません。

Q 8. 株の保有やその他の報酬（旅費・贈答品など）は、医学系研究に関連した企業・団体に限らないのですか？（本指針IV-②、⑨に関連）

A 8. 学術集会発表者や論文投稿者については、当該医学系研究に関連する企業・団体のものに限定されます。日本大腸肛門病学会役員などについては、日本大腸肛門病学会が行う事業に関連する企業・団体に限定して自己申告していただくことになります。

Q 9. 私はある医療器具に関する特許権を1000 万円で企業に譲渡しました。これは特許権使用料には当たらないと解釈して、申告しなくてよいのでしょうか。（本指針IV-③に関連）

A 9. 特許権の譲渡については、本指針IV-③の該当項目として申告して下さい。

Q 10. 私は製薬会社の株を20 万円分持っています。また、先日、製薬会社の主催する研究会で講演して7 万円の講演料をもらいました。これらを、すべて自己申告しなければいけませんか？また、収入がある度に自己申告しなければいけませんか？（本指針IV-②、④に関連）

A 10. 具体的な申告の時期と申告方法、限度額は対象活動や対象者により異なり、補則に定めております。申告時期については、学術集会発表者は発表時、論文著者は論文投稿時です。日本大腸肛門病学会役員などは就任時と、その後1 年に1 回の自己申告が必要で、対象期間はそれぞれの直近の暦年なので、確定申告書の記載を参考に申告をすることができます。株式は1 年間の利益が100 万円以上（株式の場合は利益ですから、配当が100 万円以上であったり、転売利益が100 万円以上の場合で、100 万円分の株式を保有しているだけではこれに該当しません。）、講演料は1 企業につき年間 50 万円以上などの取り決めが補則に定められております。

Q 11. 私は製薬会社と関連のない出版社からの原稿料が100 万円を超えますが、申告が必要でしょうか？（本指針IV-⑤に関連）

A 11. 原稿料で申告しなければならないのは、原稿料の支出元が発表と関連し（学術集会発表、論文投稿の場合）、または日本大腸肛門病学会の行う事業と関連する（役員などの場合）製薬会社や医療器具メーカーなどである場合です。原稿料が出版社から支出された形であっても、実際は製薬会社などがスポンサーであるような出版物の場合、支出元は製薬会社であると解釈されるので申告する必要があります。

Q 12. ある医療器具メーカーから、私の勤める市民病院に奨学寄付金100 万円の入金があり、研究担当者名は私になっています。実際には、市民病院全体の研究費として公平に使用しています。このような奨学寄付金も私の利益相反状態として開示すべきでしょうか？（本指針IV-⑦に関連）

A 12. 奨学寄付金であっても、本指針IVの⑥にあたと解釈して、1 企業から年間100 万円以上である場合は、研究担当者名である先生の利益相反状態として申告して下さい。ただし補則にあるように、学術集会発表、論文投稿では、奨学寄付金を納入した企業・団体と関係のない演題・論文であれば、開示対象となりません。日本大腸肛門病学会役員などの、より詳細な利益相反状態の開示を求められる立場の方は、日本大腸肛門病学会が行う事業に関連するものすべてが自己申告の対象となります。

Q 13. 私の所属機関の取り決めでは、企業からの奨学寄付金や治験の入金額の 10 %を事務経費として経理が差し引きます。このため、企業から300 万円の奨学寄付金をもらっても、研究者が使えるのは270 万円だけです。この場合は、申告する額を270 万円にしてもよろしいでしょうか？（本指針Ⅳ-⑥，⑦，様式 3 に関連）

A 13. 申告額は所属機関の事務経費を控除した額でなく、企業から入金された全額を記載して下さい。従って、この例の場合の申告額は 300 万円となります。

Q 14. 「旅費・贈答品など」を申告するように義務づけられていますが、製薬会社が提供するテレビ番組のクイズで海外旅行が当たっても申告するのですか？（本指針Ⅳ-⑨に関連）

A 14. クイズや抽選で当たったものは景品であって報酬ではありません。申告が義務づけられているのは「報酬」であり、「報酬」とはなんらかの労力に対する見返りとして支払われるものです。従って、景品は申告対象ではありません。本指針Ⅳの⑨に当たる例としては、ある医師が特定の薬をよく処方することから、その薬を販売する企業が謝礼の意味でUSB等を医師に渡すことなどが該当します。御中元や御歳暮、接待なども該当する場合がありますと思われる。極端な場合は贈賄行為となり刑事罰の対象であり、本指針で扱うものではありません。本指針Ⅳ①～⑧には該当しないものの、利益相反状態となる可能性のあるものを拾い上げるために⑨を設けております。補則に1 つの企業・団体から受けた報酬が5 万円以上を申告することとしております。

V. 利益相反状態の回避に関する Q & A

Q 15. 寄付講座の多くは企業の寄付資金によって運営されておりますが、寄付講座の教授や職員に対しても利益相反状態の回避の「すべての対象者が回避すべきこと」を適用するのですか？

A 15. 寄付講座は深刻な利益相反状態が生じる危険が高いため、本指針が適用されます。

Q 16. 利益相反状態の回避について「当該医学系研究を計画・実行する上で必要不可欠の人材であり、かつ当該医学系研究が国際的にも極めて重要な意義をもつような場合には、当該医学系研究の試験責任医師に就任することは可能とする。」という例外規定を設けることは、本指針の理念を弱めることになりませんか？

A 16. 本指針の目指すところは、研究者に利益相反状態があることを否定することではなく、また、利益相反状態が強い研究者に対して医学系研究を抑制することでもありません。社会にとって有意義で、重要な医学系研究を行う研究者ほど、利益相反状態が強くなることも事実です。上記のような例外規定を設けることで、有能な研究者が医学系研究に関わる道を開くことが大切と考えております。米国臨床腫瘍学会（ASCO）の利益相反ポリシーにも同様の例外規定があります。一方、この例外規定に相当する研究者が試験責任医師に就任するために、第三者による審査が必要であるとの意見もあります。

ただし、日本大腸肛門病学会は、日本大腸肛門病学会で行われる事業について利益相反問題を管理する立場にあります。個々の施設・研究所で行われる医学系研究を管轄することは権限の範囲を越えております。本指針では日本大腸肛門病学会の管轄外で行われる問題については、日本大腸肛門病学会としての立場を示すにとどめております。

Q 17. 「医学系研究の試験責任者が回避すべきこと」によると特許料・特許権の獲得を回避するべき、とあります。しかし、プロトコールに含まれないが極めて有益な成果（企業の権利外の成果）が得られた場合や、医師が自主的に実施する医学系研究において知的財産権が生じた場合も、これらを放棄しなければならないのですか？

A 17. 企業の権利外の成果であれ、知的財産権であれ、これらを得ることと、試験責任者の立場で公正に当該医学系研究を監督することとは両立しがたいものと理解されます。そのような利益を得ること自体を問題にしているのではなく、そのような利益を得た者が医学系研究の試験責任者になることを問題視しています。試験責任者に就任しないことで、この問題は回避できますし、本指針 V 2) ただし書きの例外もあります。

Q 18. 私は、10 病院が参加する医学系研究の中で協力する私立病院の部長で、この医学系研究で私の病院における責任医師になってもらいたいと言われております。しかし、私はこの医学系研究で使う薬を製造販売する会社の理事でもあり、年に500 万円の報酬をもらっています。私は、この医学系研究で、私の病院の責任医師にはなってはいけませんか？

A 18. 多施設医学系研究における各施設の責任医師は、本指針 V には該当しないので、この部長が当該施設における責任医師になることを否定するものではありません。ただし、当該施設の利益相反委員会や倫理委員会などが、この外科部長について、本臨床試験の責任医師となることが適当ではないと判断されるなら、その決定が優先されると、考えております。

VI. 実施方法に関する Q & A

Q 19. 日本大腸肛門病学会でブタを使った医療機器に関する演題を発表したいのですが、今回の指針に従って、利益相反状態を開示しなければいけませんか？

A 19. 今回の指針は「医学系研究」の指針なので、培養細胞や動物実験のみを用いた研究についての発表では、現在のところ開示は不要です。ただし、利益相反は「医学系研究」に限らず、あらゆる研究に生じるものなので、将来、

研究対象が広げられる可能性はあります。

Q 20. 日本大腸肛門病学会以外の学会で発表するときも、同じような利益相反状態の開示が必要でしょうか？

A 20. 他学会での発表での利益相反状態の開示については、それぞれの学会で定められることで、本指針が関与するところではありません。

VII. 施行日および改正方法に関するQ&A

Q 21. 本指針は平成24 年1 月1 日より施行するとありますが、この日以降に指針違反があればただちに措置を受けるのですか？（本指針IX, 附則に関連）

A 21. 施行日は平成24 年1 月1 日ですが、十分周知されるまで2 年間は措置を行わず、本人に対する注意・勧告にとどめます。また、その事例については、日本大腸肛門病学会雑誌や日本大腸肛門病学会ホームページにて匿名で紹介し、本指針の周知に努めます。実際の措置の施行は平成26 年1 月以降に発生の事例について実施しております。

日本大腸肛門病学会

医学系研究の利益相反に関する指針に対する補則

第 1 条（日本大腸肛門病学会学術集会などでの発表）

- 1, 日本大腸肛門病学会の学術集会、シンポジウム、講演会、及び市民公開講座などで発表・講演を行う筆頭演者及び共著者は、演題応募や抄録提出時に、別紙様式 1 の「演者の利益相反自己申告書」により過去 3 年間における利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。
- 2, 筆頭演者及び共著者が開示する義務のある利益相反状態は、発表内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。
- 3, 発表時に開示が必要な利益相反状態は抄録提出 3 年前から発表時までの「（別紙）開示事項」に定める事項とする。
- 4, 本条で定める利益相反状態については、発表スライドの最初、あるいはポスターの最後に、「演者の利益相反自己申告書」（様式 1）に従って開示する。
- 5, 本条に基づき筆頭演者が日本大腸肛門病学会に利益相反状態を開示するにあたり提出した資料は、発表・講演の終了後速やかに廃棄されるものとする。

第 2 条（日本大腸肛門病学会機関誌などでの発表）

- 1, 日本大腸肛門病学会機関誌で発表を行う著者（共著者を含む）は、投稿時に、別紙様式 2-1（邦文誌）または別紙様式 2-2（JARC）の「著者の利益相反自己申告書」により、過去 3 年間における利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。
- 2, 著者が開示する義務のある利益相反状態は、投稿内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。
- 3, 開示が必要なものは、投稿の提出 3 年前からの「（別紙）開示事項」に定める事項とする。
- 4, 本条で定める利益相反状態の開示については、機関誌論文の中に利益相反状態を表示する。
- 5, 本条に基づき著者が日本大腸肛門病学会に利益相反状態を開示するにあたり提出した資料は、機関誌への論文掲載後速やかに廃棄されるものとする。

第 3 条（役員等）

- 1, 日本大腸肛門病学会の役員などは、新就任時と、就任後は 1 年ごとに別紙様式 3 の「役員等の利益相反自己申告書」により利益相反状態の有無を明らかにしなければならない。
- 2, 役員などが開示する義務のある利益相反状態は、日本大腸肛門病学会が行う事業に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。
- 3, 各々の開示・公開すべき事項については自己についての「（別紙）開示事項」に定める事項及び配偶者、一親等以内の親族または、収入・財産を共有する者についての「（別紙）開示事項」の①～③に定める事項とする。申告すべき期間は直近の暦年 1 年分とし、新就任時は就任日から 3 年前（暦年）までさかのぼった利益相反状態を自己申告しなければならない。役員のいずれかを兼任する者は、その就任の時期の最も早いものについて、その就任日の 3 年前（暦年）までさかのぼった自己申告書（様式 3）を提出する。

第 3 条の 2（組織自体）

日本大腸肛門病学会は、企業・法人組織・営利を目的とする団体から当学会組織自体に支払われる額（地方会開催も含めて）を①研究助成（学術賞金、留学支援等）、共同研究、受託事業、②寄付金、③学術集会等収入（企業関連のセミナー、シンポジウム等）について会計年度を単位としてそれぞれの総件数及び総額を企業ごとに項目立てした別紙様式 4 及び 5 で一元管理する。

第 4 条（役員等の利益相反自己申告書の取扱い）

本補則に基づいて日本大腸肛門病学会に提出された様式 3、及びそこに開示された利益相反状態（以下「利益相反情報」という。）は日本大腸肛門病学会事務局において、理事長を管理者とし、個人情報として厳重に保管・管理される。利益相反情報は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会及び利益相反委員会が随時利用できるものとする。その利用には、当該申告者の利益相反状態について、疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合に、利益相反委員会の議論を経て、理事会の承認を得た上で、当該利益相反情報のうち、必要な範囲を日本大腸肛門病学会内部に開示、あるいは社会へ公開する場合を含むものとする。様式 3 の保管期間は役員などの任期終了後 3 年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、当該保管期間中に、当該申告者について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、様式 3 の廃棄を保留できるものとする。

第 5 条（倫理審査委員会審査申請者）

- 1, 日本大腸肛門病学会の倫理審査委員会へ倫理審査を申請する研究者（共同研究者の場合においては各研究者）は、別紙様式 6 の「倫理審査委員会審査のための利益相反自己申告書」により過去 3 年間における利益相反状態の有無を

明らかにしなければならない。

- 2, 研究者が開示する義務のある利益相反状態は、申請内容に関連する企業または営利を目的とする団体に関わるものに限定する。
- 3, 本条に基づき研究者が日本大腸肛門病学会に利益相反状態を開示するにあたり提出した様式 6 の保管期間は、審査結果通知後 5 年間とし、その後は理事長の監督下で廃棄される。ただし、当該保管期間中に、当該申告者について疑義もしくは社会的・法的問題が生じた場合は、理事会の決議により、様式 6 の廃棄を保留できるものとする。

第 6 条（施行日及び改正方法）

日本大腸肛門病学会は、理事会の決議を経て、本補則を改正することができる。

第 7 条（日本外科学会の補足の一部改訂）

本補則は、日本外科学会の承認のもと、同学会が策定した「外科臨床研究の利益相反に関する指針に対する補足」を参考に、日本大腸肛門病学会に即して一部改訂して作成した。

附則

- 1 本補則は平成 24 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 平成 27 年 6 月 27 日改定（平成 28 年 1 月 1 日施行）
- 3 平成 29 年 9 月 30 日改定（平成 30 年 1 月 1 日施行）
- 4 令和 5 年 6 月 24 日改定（令和 6 年 1 月 1 日施行）

(別紙)

開示事項

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1 つの企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上の場合
- ② 株の保有については、1 つの企業についての 1 年間の株による利益（配当、売却益の総和）が100 万円以上の場合、あるいは当該株式の5 %以上を所有する場合
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1 つの特許権使用料が年間100 万円以上の場合
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、1 つの企業・団体からの年間の講演料が合計50 万円以上の場合
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆（座談会記事を含む）に対して支払った原稿料については、1 つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50 万円以上の場合
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1 つの企業などから医学系研究（受託研究、共同研究、治験など）に対して申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100 万円以上の場合
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学寄付金（奨励寄付金）については、1 つの企業・団体からの奨学寄付金を共有する所属部局（講座、分野あるいは研究室など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100 万円以上の場合
- ⑧ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座については、実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100 万円以上の場合
- ⑨ 旅費、贈答品などの受領については、1 つの企業・団体から受けた報酬が年間5 万円以上の場合

(様式1)

演者の利益相反自己申告書

筆頭演者名: _____

発表題名: _____

(筆頭演者及び共著者全員について、投稿提出から過去3年の期間を対象に、発表内容に関する企業・組織または団体とのCOI状態を著者ごとに自己申告にて記載する)

項目	該当の状況	該当の有る場合、企業名等
①報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有 ・ 無	
②株式の利益 1つの企業から年間100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有	有 ・ 無	
③特許権使用料 1つにつき年間100万円以上	有 ・ 無	
④日当(講演料など) 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有 ・ 無	
⑤原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有 ・ 無	
⑥研究費 1つの企業・団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有 ・ 無	
⑦奨学(奨励)寄附金などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局(講座、分野あるいは研究室など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有 ・ 無	
⑧企業などが提供する寄附講座 実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有 ・ 無	
⑨旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有 ・ 無	

(※開示が必要な利益相反状態は抄録提出の3年前からとし、発表スライドの最初、あるいはポスターの最後にて開示する)

(申告日) 年 月 日

(演者署名) _____ ⑩

(様式 2-1)

著者の利益相反自己申告書

筆頭著者名: _____

論文題名: _____

(著者全員について、投稿提出から過去3年の期間を対象に、発表内容に関する企業・組織または団体とのCOI状態を著者ごとに自己申告にて記載する)

項目	該当の状況	該当の有る場合、企業名等
①報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有 ・ 無	
②株式の利益 1つの企業から年間100万円以上あるいは当該株式の5%以上保有	有 ・ 無	
③特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有 ・ 無	
④日当(講演料など) 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有 ・ 無	
⑤原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有 ・ 無	
⑥研究費 1つの企業・団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有 ・ 無	
⑦奨学(奨励)寄附金などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局(講座、分野あるいは研究室など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有 ・ 無	
⑧企業などが提供する寄附講座 実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有 ・ 無	
⑨旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有 ・ 無	

(※本利益相反自己申告書は論文掲載後速やかに廃棄されるものとする)

(申告日) 年 月 日

(著者署名) _____ (印)

(様式 2 - 2)

The Japan Society of Coloproctology
Journal of the Anus, Rectum and Colon
Conflict of Interest Disclosure Form

*Required field

Manuscript Title* :

Name of ALL Authors* :

As described in the ICMJE, in the interest of transparency, we ask you to disclose all relationships/activities/interests listed below that are related to the content of your manuscript. "Related" means any relation with for-profit or not-for-profit third parties whose interests may be affected by the content of the manuscript. Disclosure represents a commitment to transparency and does not necessarily indicate a bias. If you are in doubt about whether to list a relationship/activity/interest, it is preferable that you do so.

The following questions apply to the author's relationships/activities/interests as they relate to the current manuscript only.

The author's relationships/activities/interests should be defined broadly. For example, if your manuscript pertains to the epidemiology of hypertension, you should declare all relationships with manufacturers of antihypertensive medication, even if that medication is not mentioned in the manuscript.

In item #1 below, report all support for the work reported in this manuscript without time limit. For all other items, the time frame for disclosure is the past 36 months.

Do you or your co-author have any relevant conflict of Interest? *

☐ **No** ☐ **Yes** (Fill in the chart below)

		Details Name of entities with whom you have this relationship, specifications and name of author
Time frame: Since the initial planning of the work (No time limit for this item)		
1	All support for the present manuscript (e.g., funding, provision of study materials, medical writing, article processing charges, etc.)	
Time frame: past 36 months		
2	Grants or contracts from any entity (if not indicated in item #1 above).	
3	Royalties or licenses	

4	Consulting fees	
5	Payment or honoraria for lectures, presentations, speakers bureaus, manuscript writing or educational events	
6	Payment for expert testimony	
7	Support for attending meetings and/or travel	
8	Patents planned, issued or pending	
9	Participation on a Data Safety Monitoring Board or Advisory Board	
10	Leadership or fiduciary role in other board, society, committee or advocacy group, paid or unpaid	
11	Stock or stock options	
12	Receipt of equipment, materials, drugs, medical writing, gifts or other services	
13	Other financial or non-financial interests	

I, the corresponding author of this manuscript, certify that the contributors' and conflicts of interest statements included in this paper are correct and have been approved by all co-authors.

Corresponding Author Name: _____

Date: _____
(MM/DD/YYYY)

(様式3)

役員等の利益相反自己申告書(20 年1.1～12.31:就任時の前年から1年ごとに過去3年間申告)

一般社団法人日本大腸肛門病学会理事長殿

申告者氏名(会員番号): (DA)

所属(機関・教室/診療科)・職名:

(※該当する箇所にチェックしてください)

本学会での役職名: ☐ 理事長 ☐ 理事 ☐ 監事 ☐ 会長 ☐ 副会長
委員会名: ☐ 利益相反委員会 ☐ 邦文誌編集委員会 ☐ 英文誌編集委員会 ☐ 健康保険検討委員会
☐ 学術賞・奨励賞選考委員会 ☐ 優秀賞選考委員会 ☐ ガイドライン委員会
☐ 便失禁診療ガイドライン作成委員会
☐ 便失禁診療ガイドライン作成委員会(評価委員会)
☐ 倫理審査委員会 ☐ 倫理問題検討委員会 ☐ 学会従業員

A. 申告者自身の申告事項

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (☐ 有 ・ ☐ 無)

(1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職(役員・顧問等)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

2. 株の保有と、その株式から得られる利益(1年間の本株式による利益) (☐ 有 ・ ☐ 無)

(1つの企業の1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (☐ 有 ・ ☐ 無)

(1つの特許使用料が年間100万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			

金額区分: ①100万円以上 ②500万円以上 ③1000万円以上

4. 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など) (☐ 有 ・ ☐ 無)

(1つの企業・団体からの日当(講演料など)が年間合計50万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		

金額区分: ①50万円以上 ②100万円以上 ③200万円以上

5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料 (☐ 有 ・ ☐ 無)
 (1 つの企業・団体からの原稿料が年間合計 50 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		

金額区分：①50 万円以上 ②100 万円以上 ③200 万円以上

6. 企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費 (☐ 有 ・ ☐ 無)

(1 つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた額が年間 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1			
2			
3			

研究費区分：①産学共同研究 ②受託研究 ③治験 ④その他

金額区分：①100 万円以上 ②1000 万円以上 ③2000 万円以上

7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金 (☐ 有 ・ ☐ 無)

(1 つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた額が年間 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

金額区分：①100 万円以上 ②500 万円以上 ③1000 万円以上

8. 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座に所属している場合 (☐ 有 ・ ☐ 無)

(実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた額が年間 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	寄附講座の名称	設置期間
1			
2			

9. その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など） (☐ 有 ・ ☐ 無)

(1 つの企業・団体から受けた報酬が年間 5 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	報酬内容	金額区分
1			
2			
3			

金額区分：①5 万円以上 ②20 万円以上

B. 申告者の配偶者, 一親等内の親族, または収入・財産的利益を共有する者の申告事項

該当する方の□にチェックしてください。

☐ すべて申告事項無し: こちらにチェックした場合は下記項目のご記入は必要ございません。

☐ 申告事項有り: 下記の該当項目にご記入ください。無い項目には「無」にチェックしてください。

有の場合は該当者氏名(申告者との関係): _____ (_____)

1. 企業や営利を目的とした団体の役員, 顧問職の有無と報酬額 (☐ 有 ・ ☐ 無)

(1 つの企業・団体からの報酬額が年間 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	役職(役員・顧問等)	金額区分
1			
2			
3			

金額区分: ①100 万円以上 ②500 万円以上 ③1000 万円以上

2. 株の保有と, その株式から得られる利益(1 年間の本株式による利益) (☐ 有 ・ ☐ 無)

(1 つの企業の 1 年間の利益が 100 万円以上のもの, あるいは当該株式の 5%以上保有のものを記載)

	企業名	持ち株数	申告時の株値(一株あたり)	金額区分
1				
2				

金額区分: ①100 万円以上 ②500 万円以上 ③1000 万円以上

3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (☐ 有 ・ ☐ 無)

(1 つの特許使用料が年間 100 万円以上のものを記載)

	企業・団体名	特許名	金額区分
1			
2			
3			

金額区分: ①100 万円以上 ②500 万円以上 ③1000 万円以上

C. 申告者の所属する研究機関・部門(研究機関, 病院, 学部またはセンターなど)にかかる institutional COI開示事項 (申告者が所属研究機関・部門の長と過去3 年間に共同研究者, 分担研究者の関係にあったか, あるいは現在ある場合に該当する)

該当する方の□にチェックしてください。

☐ すべて申告事項無し: こちらにチェックした場合は下記項目のご記入は必要ございません。

☐ 申告事項有り: 下記の該当項目に開示基準額以上であれば, 金額区分番号をご記入ください。

1. 企業や営利を目的とした団体が当該の研究機関・部門に対し提供する研究費 (☐有 ・ ☐無)

(1つの企業・団体が契約に基づいて, 申告者の医学系研究(助成研究, 共同研究, 受託研究など)に関連して, 当該の長に対して過去3年以内に実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられたものを記載)

	申告者所属の長の職名・氏名	企業・団体名	研究費区分	金額区分
1				
2				
3				

研究費区分: ①産学共同研究 ②受託研究 ③治験 ④その他
開示基準額 1000万円/企業/年 金額区分:① 1000万円≦ ② 2000万円≦ ③ 4000万円≦

2. 企業や営利を目的とした団体が当該の研究機関・部門に対し提供する寄附金 (☐有 ・ ☐無)

(1つの企業・営利団体から, 申告者の研究に関連して, 所属研究機関そのものあるいは, 部門(病院, 学部またはセンター, 講座)の長に対して提供され, 過去3年以内に実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられたものを記載)

	企業・団体名	金額区分
1		
2		
3		
4		
5		

開示基準額 200万円/企業/年 金額区分:① 200万円≦ ② 1000万円≦ ③ 2000万円≦

3. その他(申告者が所属する研究機関そのもの, あるいは機関・部門の長が本学会の事業活動に関係する企業などの株式保有, 特許使用料, あるいは投資など) (☐有 ・ ☐無)

(本学会の事業活動において影響を与える可能性が想定される場合に記載)

	所属機関, 部門あるいはその長の職名・氏名	企業・団体名	項目区分	コメント(例, 無報酬役員)
1				
2				
3				

項目区分: ①株式(5%以上) ②特許 ③投資(例, ベンチャー企業) ④その他

誓約:私の利益相反に関する状況は上記の通りであることに相違ありません。私の日本大腸肛門病学会での職務遂行上で妨げとなる, これ以外の利益相反状態は一切ありません。なお, 本申告書の内容は, 社会的・法的な要請があった場合は, 公開することを承認します。

申告日(西暦) 年 月 日

申告者署名

※上記申告者署名欄は, 自著にてお願いします。

(※本利益相反自己申告書は, 任期満了, あるいは委員の委嘱撤回の日から3年間保管される)

自己申告書の欄が足りない場合に記入できなかったものについてご記入ください。

申告者氏名： _____

<申告事項>

1. 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額
2. 株の保有と、その株式から得られる利益（就任時前年度1年間の本株式による利益）
3. 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬
4. 企業や営利を目的とした企業や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）
5. 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
6. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
7. 企業や営利を目的とした団体が提供する奨学（奨励）寄附金
8. 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附講座に所属している場合
9. その他の報酬（研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など）

申告者 (A・B)	申告 番号	企業・団体名	適用(役職・特許名・研究費種別等) 2 の場合は持ち株数および株価を記載	金額区分 (各項目を参照して下さい)

*記載項目数が足りない場合はコピーしてください。

(様式 4)

企業・団体ごとの項目別開示A

1) 企業・営利団体との受託研究等一般会計			
① 受託研究収入	総件数	件、総額	千円
② 共同研究収入	総件数	件、総額	千円
③ 受託事業・共同事業収入	総件数	件、総額	千円
2) 企業・営利団体からの寄付金収入			
① 一般会計	総件数	件、総額	千円
② 学術集会特別会計	総件数	件、総額	千円
3) 学術集会等収入(企業主催・共催)			
① セミナー、シンポジウム等	総件数	件、総額	千円
② 企業情報交換ブース利用料	総件数	件、総額	千円
③ 広告料	総件数	件、総額	千円

(様式 5)

企業・団体ごとの項目別開示B

1) 企業・営利団体との受託研究等			
① 研究助成金(学術賞、留学支援等)			
・ 企業名	総件数	件、総額	千円
② 共同研究			
・ 企業名	総件数	件、総額	千円
③ 受託事業			
・ 企業名	総件数	件、総額	千円
2) 企業・営利団体からの寄附金当			
① 一般会計			
・ 企業名	総件数	件、総額	千円
② 学術集会等特別会計			
・ 企業名	総件数	件、総額	千円
3) 学術集会等収入(企業主催・共催)			
① セミナー、シンポジウム等			
・ 企業名	総件数	件、総額	千円
② 企業情報交換ブース利用料			
・ 企業名	総件数	件、総額	千円
③ 広告料			
・ 企業名	総件数	件、総額	千円

(様式6)

倫理審査委員会審査のための利益相反自己申告書

研究者名: _____

研究課題名: _____

項目	該当の状況	該当の有る場合, 企業名等
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	有 ・ 無	
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上, あるいは当該株式の 5 %以上保有	有 ・ 無	
③ 特許権使用料 1つにつき年間100万円以上	有 ・ 無	
④ 日当(講演料など) 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有 ・ 無	
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	有 ・ 無	
⑥ 研究費 1つの企業・団体から, 医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して, 申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上	有 ・ 無	
⑦ 奨学(奨励)寄附金などの総額 1つの企業・団体から奨学寄附金を共有する所属部局(講座, 分野, あるいは研究室など)に対して, 申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上	有 ・ 無	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上	有 ・ 無	
⑨ 旅行, 贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有 ・ 無	

(※本利益相反自己申告書は審査結果通知後5年間保管する)

(申告日) _____ 年 _____ 月 _____ 日

(申告者署名) _____ (印)

※COI報告書は、各個人の申告となりますので、研究者人数分の提出が必要となります。

ただし、研究者名には研究計画書にある研究責任者および研究分担者全員の氏名を記載すること。

※申請から遡って過去3年間の研究内容に関する企業、組織または団体とのCOI状態を記載すること。

医学系研究の利益相反に関する指針に対する補則 Q&A

Q1. 日本大腸肛門病学会で発表をするときには、具体的に、われわれは何をすればいいのでしょうか？補則 1 条に関連)

A1. 現在のところ、日本大腸肛門病学会での発表については、筆頭演者および共著者の利益相反状態を発表スライドの最初、あるいはポスターの最後に開示する必要があります。開示は当該発表内容に関連した利益相反状態に限定されます。なお、医学系研究は、学会発表を行うだけでは学術的に十分とは認められておらず、論文にすることが重要と考えられております。従って、臨床的に影響力のある医学系研究の結果については論文として投稿されてきますので、この段階で著者のみならず、全共著者の利益相反状態を開示していただくことになります。利益相反状態の開示について、一例を示します。

(様式1)

(例) 演者の利益相反自己申告書

項 目	該当の状況	該当の有る場合、企業名等
① 報酬額 1つの企業・団体から年間100万円以上	☒ 有 ☐ 無	星□製薬
② 株式の利益 1つの企業から年間100万円以上あるいは当該株式の5%以上保有	☒ 有 ☐ 無	AB製薬
③ 特許使用料 1つにつき年間100万円以上	有 ☒ 無	
④ 日当(講演料など) 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	☒ 有 ☐ 無	星□製薬
⑤ 原稿料 1つの企業・団体から年間合計50万円以上	☒ 有 ☐ 無	星□製薬
⑥ 研究費 1つの企業・団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	☒ 有 ☐ 無	AB製薬
⑦ 奨学(奨励)寄附金などの総額 1つの企業・団体からの奨学寄附金を共有する所属部局(講座、分野あるいは研究室など)に対して、申告者が実質的に使途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有 ☒ 無	
⑧ 企業などが提供する寄附講座 実質的に使途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた100万円以上のものを記載	有 ☒ 無	
⑨ 旅費、贈答品などの受領 1つの企業・団体から年間5万円以上	有 ☒ 無	

Q2. 日本大腸肛門病学会の演者が自己申告する利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。(補則第 1 条に関連)

A2. 演題登録日がたとえば、4 月 20 日であった場合は、3 年前の 4 月 21 日から登録日の 4 月 20 日の期間について自己申告して下さい。発表時には、発表日が 11 月 20 日であった場合には、3 年前の 4 月 21 日から発表日までの 3 年 7 ヶ月の期間に発生した事項を開示して下さい。演題登録後に生じた利益相反状態も明らかにしていただきたいという考えから、このように期間を定めております。

Q3. 日本大腸肛門病学会雑誌への投稿論文で明らかにする利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。(補則第 2 条に関連)

A3. 投稿日が 6 月 10 日の場合は、3 年前の 6 月 11 日からの 3 年間に発生した事項について自己申告して下さい。

Q4. 役員などが明らかにする利益相反状態の期間は、いつからいつまでですか。(補則第 3 条に関連)

A4. 役員などの場合は、新しく就任したときに直近 3 年間の利益相反状態を開示する必要がありますが、基準期間は暦年となります。たとえば、令和 5 年 11 月に新しく役員などに就任した場合は、令和 2 年から令和 4 年の暦年を基準として利益相反状態を開示することになります。確定申告書を参照すれば、スムーズに開示ができると考えられます。就任後は、1 年ごとに暦年を基準として開示を行います。

Q5. 本指針や補則に従えば、日本大腸肛門病学会に膨大な量の個人情報蓄積され、処理しきれないのではないですか。また、社会に公開を求められたときに、日本大腸肛門病学会はどのように対応するつもりですか。(補則 4 条に関連)

A5. 補則第 1 条、第 2 条により、学会発表者の利益相反情報は、発表時にスライドまたはポスターで示されるだけで完結し、日本大腸肛門病学会がその利益相反情報を管理・保管することはありません。日本大腸肛門病学会雑誌への投稿論文についても、著者の利益相反情報は論文中で開示されて完結します。日本大腸肛門病学会に利益相反情報として残すものは役員などの数十人分の様式 3 に限られ、これも保管期間が任期終了後 3 年間とし、その後は廃棄します。自己申告者には提出時に、様式 3 のどの項目であれ社会的・法的な要請があった場合公開することを了承する誓約書をとります。しかし実際は、利益相反委員会と理事会で十分に検討して、求められていることに関して必要な範囲のみを公開することを、補則第 4 条に明記しております。(様式 3)